

「配水管等工事施工時における有資格者の施工義務付けについて」

【水道配水管工事における有資格者について】

福山市では、2006年度（平成18年度）から管路の耐震化と長寿命化を目指して、水道配水用ポリエチレン管、NS形ダクタイル鋳鉄管及びGX形ダクタイル鋳鉄管（以下「耐震管」という。）を採用しています。

上下水道局が発注する配水管等の工事（新設、布設替、移設）における施工品質確保のため、当該工事に従事する現場代理人又は主任技術者及び配管従事者は、次のとおり有資格者であることを義務付けています。

なお、複数の資格を有することが必要な場合は、同一人が保有することを義務付けています。

1. 水道配水用ポリエチレン管の配水管工事

(1) 現場代理人又は主任技術者

元請業者であって、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証（福山市配水管）の所有者であること。

(2) 配水管工事の配管従事者

元請又は下請業者であって、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証（福山市配水管）の所有者であること。

（注意）給水管の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証では配水管の施工が出来ませんのでお間違えのないようにしてください。

2. NS形ダクタイル鋳鉄管（口径250mm以下）の配水管工事

(1) 現場代理人又は主任技術者

元請業者であって、次のいずれかの有資格者であること。

- ①福山市が主催した配管技能講習修了証（NS形）の所有者
- ②公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）の所有者

(2) 配水管工事の配管従事者

元請又は下請業者であって、次のいずれかの有資格者であること。

- ①福山市が主催した配管技能講習修了証（NS形）の所有者
- ②公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）の所有者

3. NS形ダクタイル鋳鉄管（口径300mm以上）の配水管工事

(1) 現場代理人又は主任技術者

元請業者であって、次のいずれかの有資格者であること。

- ①福山市が主催した配管技能講習修了証（NS形500以上）の所有者
- ②公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（大口径）の所有者

(2) 配水管工事の配管従事者

元請又は下請業者であって、次のいずれかの有資格者であること。

- ①福山市が主催した配管技能講習修了証（NS形500以上）の所有者
- ②公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（大口径）の所有者

4. GX形ダクタイル鋳鉄管（口径250mm以下）の配水管工事

(1) 現場代理人又は主任技術者

元請業者であって、次のいずれかの有資格者であること。

- ①公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）の取得日が2014年（平成26年）4月以降の所有者
- ②公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）の取得日が2014年（平成26年）3月以前の所有者であって次のいずれかの有資格者であること。
 - ア）福山市が主催した配水管技能講習会受講証（GX形）の所有者
 - イ）2014年度（平成26年度）以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）を再受講し、一般継手・耐震継手の再受講日が2014年（平成26年）4月以降であること。
 - ウ）2018年度（平成30年度）以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）の更新時講習を受講し、その受講日が2018年（平成30年）4月以降であること。

(2) 配水管工事の配管従事者

元請又は下請業者であって、次のいずれかの有資格者であること。

- ①公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）の取得日が2014年（平成26年）4月以降の所有者
- ②公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）の取得日が2014年（平成26年）3月以前の所有者であって次のいずれかの有資格者であること。
 - ア）福山市が主催した配水管技能講習会受講証（GX形）の所有者
 - イ）2014年度（平成26年度）以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）を再受講し、一般継手・耐震継手の再受講日が2014年（平成26年）4月以降であること。

ウ) 2018年度(平成30年度)以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)の更新時講習を受講し、その受講日が2018年(平成30年)4月以降であること。

5. G X形ダクタイトイル鑄鉄管(口径300mm以上)の配水管工事

(1) 現場代理人又は主任技術者

元請業者であって、次の①及び②の資格を有すること。

①次のいずれかの有資格者であること。

ア) 福山市が主催した配管技能講習修了証(NS形500以上)の所有者

イ) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証(大口径)の所有者

②次のいずれかの有資格者であること。

ア) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)の取得日が2014年(平成26年)4月以降の所有者

イ) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)の取得日が2014年(平成26年)3月以前の所有者であって次のいずれかの有資格者であること。

a) 福山市が主催した配水管技能講習会受講証(G X形)の所有者

b) 2014年度(平成26年度)以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)を再受講し、一般継手・耐震継手の再受講日が2014年(平成26年)4月以降であること。

c) 2018年度(平成30年度)以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)の更新時講習を受講し、その受講日が2018年(平成30年)4月以降であること。

(2) 配水管工事の配管従事者

元請又は下請業者であって、次の①及び②の資格を有すること。

①次のいずれかの有資格者であること。

ア) 福山市が主催した配管技能講習修了証(NS形500以上)の所有者

イ) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証(大口径)の所有者

②次のいずれかの有資格者であること。

ア) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)の取得日が2014年(平成26年)4月以降の所有者

イ) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)の取得日が2014年(平成26年)3月以前の所有者であって次のいずれかの有資格者であること。

a) 福山市が主催した配水管技能講習会受講証(G X形)の所有者

b) 2014年度(平成26年度)以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)を再受講し、一般継手・耐震継手の再受講日が2014年(平成26年)4月以降であること。

- c) 2018年度（平成30年度）以降、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）の更新時講習を受講し、その受講日が2018年（平成30年）4月以降であること。

6. 現場代理人及び主任技術者の他の工事との兼務不可について

(1) 適用条件

配水管布設工事において、設計金額4,500万円以上、かつ主体工事がφ300mm以上のダクタイル鋳鉄管の布設であること。

(2) 内容

当該工事は、重要な基幹管路の布設を含み、十分な管理が必要であるため、当該工事の現場代理人及び主任技術者は、他の工事の現場代理人及び主任技術者の兼務を認めない。

7. その他

(1) 工事の主体がGX形ダクタイル鋳鉄管、NS形ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管工事以外の場合

元請業者の現場代理人又は（主任・監理）技術者は、別途、上下水道事業管理者が定める。

(2) 令和2年度より配水管工技能講習会の名称が一部変更

配水管工技能講習会（小口径管）（旧名称：配水管工技能講習会Ⅰ）

施工管種	対象口径	必要な資格	資格証発行者	講習会等の主催者
GX形ダクタイル鋳鉄管	φ 300mm 以上	①配水管技能者登録証 (大口径)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		②配管技能講習修了証 (NS形500以上)	一般社団法人日本 ダクタイル鉄管協会	福山市 上下水道局
		③配水管技能者登録証 (H26. 4月以降の一般継手・耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		④配水管技能者登録証 (H26. 3月以前の一般継手・耐震継手) の場合で次の ⑦又は④又は⑤を所有しているもの		
		⑦配水管技能講習会受講証 (GX形)	福山市 上下水道局	福山市 上下水道局
		④配水管技能者登録証 (H26. 4月以降の一般継手・耐震継手) 再受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		⑤配水管技能者登録証 (H30. 4月以降の一般継手・耐震継手) 更新時講習受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		①又は② と ③又は④ を所有しているもの		
	φ 250mm 以下	①配水管技能者登録証 (H26. 4月以降の一般継手・耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		②配水管技能者登録証 (H26. 3月以前の一般継手・耐震継手) の場合で次の ⑦又は④又は⑤を所有しているもの		
		⑦配水管技能講習会受講証 (GX形)	福山市 上下水道局	福山市 上下水道局
		④配水管技能者登録証 (H26. 4月以降の一般継手・耐震継手) 再受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		⑤配水管技能者登録証 (H30. 4月以降の一般継手・耐震継手) 更新時講習受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		①又は②を所有しているもの		
NS形ダクタイル鋳鉄管	φ 300mm 以上	①配水管技能者登録証 (大口径)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		②配管技能講習修了証 (NS形500以上)	一般社団法人日本 ダクタイル鉄管協会	福山市 上下水道局
		①又は②を所有しているもの		
	φ 250mm 以下	①配水管技能者登録証 (一般継手・耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会
		②配管技能講習修了証 (NS形)	一般社団法人日本 ダクタイル鉄管協会	福山市 上下水道局
		①又は②を所有しているもの		
水道配水用ポリエチレン管	φ 150mm 以下	水道配水用ポリエチレン配管 施工講習受講証 (福山市配水管)	配水用ポリエチレン パイプシステム協会	配水用ポリエチレン パイプシステム協会

※ 資格制度に関するお問い合わせ先

福山市上下水道局 工務部管路整備課 電話 (084) 928-1508